

令和元年度 公文書開示状況（10月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R1. 8. 30	R1. 10. 9	私立学校教育助成金調査表（A表）のうち、2事業活動収支計算書（平成30年度決算）（学校法人〇〇学園外108法人）	109		1													(7条3号) 徴収不能額等、その他の特別収入及び特別支出の小科目の金額、退職給与引当金繰入額等については、法人の収入・支出の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
2	R1. 10. 2	R1. 10. 9	特定非営利活動法人〇〇の平成23年〇月〇日付平成22年度事業報告書類 外3件	52		1													(7条2号) 社員等の氏名、住所、清算人の電話番号等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 短期借入金相手先については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれため	生活文化局都民生活部管理法人課
3	R1. 8. 30	R1. 10. 9	事務所備付け書類の写しの提出について（令和元年7月7日付）外2件	79		1													(7条2号) 責任役員等の氏名、生年月日、住所等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 特別財産等の区分、金額等については、宗教法人の事業活動に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより、当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため (7条4号) 代表役員印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7条6号) 基本財産等の区分、品目等については、法人の事業運営に関する情報であり、法人が規則等に従って、その目的に沿った活動を行っていることを所轄庁が把握するために提出を義務付けている書類を公にすることは、法の趣旨、目的に反するため、宗教法人の所轄庁への信頼を損ない、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課



令和元年度 公文書開示状況（10月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
7	R1. 9. 30	R1. 10. 11	「31生広情第〇〇号（令和元年〇月〇日）」弁明書の根拠になる中央研修資料の該当部分求める。（公開条例第34条・第36条は、情報提供の義務はない。）				1											令和元年〇月〇日付31生広情第〇〇号「弁明書」において、東京都情報公開条例第34条及び第36条を引用して、弁明を行っているが、平成31年度中央研修「情報公開研修」資料において、同条例第34条及び第36条について記載されている部分はないことから、請求にかなう文書は存在しない。	生活文化局広報広聴部情報公開課
8	R1. 10. 2	R1. 10. 16	生活文化局において、別紙1・別紙2を供覧したと称する“証拠”となる文書等 外9件				1											(7条3号) 特定の事案の際に、特定の日に、都と話し合いを行った法人等団体があるか否かを明らかにすることとなり、当該法人等団体の活動内容が明らかとなり、当該法人等団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を公にすることとなるため	生活文化局広報広聴部情報公開課
9	R1. 9. 17	R1. 10. 23	私立学校教育助成金調査表（A表）のうち、2事業活動収支計算書（平成30年度決算）及び3貸借対照表（平成30年度）（学校法人〇〇学院外168法人）	338		1					1							(7条3号) 徴収不能額等、その他の特別収入及び特別支出の小科目の金額、退職給与引当金繰入額等については、法人の収入・支出の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
10	R1. 10. 10	R1. 10. 24	苦情等/提案・意見等処理カード（平成31年4月22日(月)外6件）	12		1					1							(7条2号) 氏名、住所、内容欄の記載の一部については、については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	生活文化局総務部総務課

令和元年度 公文書開示状況（10月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号			
11	R1. 10. 16	R1. 10. 31	特定非営利活動法人〇〇の平成23年〇月〇日付平成24年度事業報告書類 外3件	40		1															(7条2号) 社員等の氏名、住所、清算人の電話番号等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 短期借入金相手先については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれため	生活文化局都民生活部管理法人課	
12	R1. 10. 25	R1. 10. 31	生活文化局広報広聴部情報公開課の平成30年度一般図書類登録台帳	3		1																	
13	H29. 10. 28	R1. 10. 23	外務省から東京都へのトルコの〇〇に関する照会等に係る記録	2		1																(7条5号) 請求に係る公文書に記載されている情報は、東京都及び国における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、不当に不利益を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 当該情報を公にすることにより、東京都と国との信頼関係が損なわれ、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課